

令和 8 年 3 月 5 日制定

大阪市市内拠点投資促進事業助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 大阪市は、成長産業分野における企業の拠点の新設又は増設に係る建築費等の一部を助成することにより、大阪の産業集積の特性を活かした先端的な技術等の実装化・産業化を着実に推進し、経済活力の維持・雇用機会の創出を図ることを目的として、予算の定める範囲内において、市内拠点投資促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 成長産業分野 今後成長が期待される産業分野で別表に掲げるものをいう。
- (2) 事業所 日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に定義する事業所をいう。
- (3) 本社 当該法人の調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のいずれかを含む事業所をいう。ただし、一般消費者等に対して販売や役務の提供を行う店舗等は含まない。
- (4) 工場 日本標準産業分類に定める製造業に属する製造の用に供する事業所をいう。
- (5) 研究所 日本標準産業分類に定める製造業に属する研究開発の用に供する事業所をいう。
- (6) 拠点 本社、工場又は研究所をいう。
- (7) 新設 市内に拠点を有しない者が、新たに拠点を設置することをいう。
- (8) 増設 市内に拠点を有する者が、既存の拠点に増築し、もしくは新たに拠点を設置することにより、拠点を拡充することをいう。
- (9) 助成対象面積 事業所用建物の延床面積のうち、助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）の拠点の占める部分をいう。
- (10) 助成事業 拠点を新設若しくは増設し、又は当該新設若しくは増設に伴い新たに償却資産を調達・設置することをいう。
- (11) 投下固定資本額 事業所の立地に必要な、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

第 341 条に規定する家屋の新築・増築及び償却資産の取得に係る経費（償却資産については取得価格が単価 500,000 円以上で、工事等の着手日から事業開始日までに購入又はリース（助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）の貸借対照表に資産として計上され、固定資産税の課税対象となる「ファイナンス・リース」に限る。）により、調達・設置するものに限る。）の総額をいい、土地の取得・造成費用、既存建物・設備等の取得・取壊費用、設計費用、消費税、地方消費税を除く。

（助成対象事業者）

第 3 条 助成対象事業者とは、前条 1 号に掲げるいずれかの産業分野の先端的な取組に関する事業を新設又は増設する拠点において実施する法人であり、かつ次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業に必要な届出又は許認可の取得を行っている法人であること。
- (2) 助成金交付申請日の属する本市会計年度の翌年度末までに新設又は増設する拠点において事業を開始する法人であること。
- (3) 拠点に係る投下固定資本額が 5 億円以上であること。
- (4) 大阪市の市税を滞納していない法人であること。
- (5) 政治団体、宗教団体等でないこと。
- (6) 代表者及び従業員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 代表者及び従業員が、大阪市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる活動を行っていないこと。

（事業所用建物の延床面積の算出）

第 4 条 第 2 条第 9 号に規定する事業所用建物の延床面積は、当該建物における全体の専用面積（事務室等の部分）と全体の共用面積（ロビー、廊下、エレベーター等及び中央監視室等の建物の維持に必要な施設として認められる部分）を合計したものをいい、面積の積算方法については建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定によるものとする。

2 第 2 条第 8 号に規定する既存の拠点に増築する場合は、当該増築部分に係る各階床面積を合計したものを延床面積とみなす。

（助成対象面積の算出）

第5条 第2条第9号に規定する助成対象面積の積算方法については、建築基準法の規定によるものとする。

2 助成対象面積は、特に区分できる場合を除き、拠点の専用面積と、当該専用面積に係る共用部分の面積（全体の共用面積について、当該専用面積が全体の専用面積に占める割合（小数点第三位以下切捨て。）を全体の共用面積に乗じて算出した面積（小数点第三位以下切捨て。））を合計したものとする。

（助成対象経費）

第6条 助成の対象とする経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象面積に係る投下固定資本額とし、特に区分できる場合を除き、当該事業所用建物の建築等に要した投下固定資本額に、前条の規定により算出された助成対象面積の延床面積に占める割合（小数点第三位以下切捨て。）を乗じた額（円未満切捨て。）とする。ただし、本助成金以外の国又は地方公共団体における助成金等を当該経費の一部に充当する場合は、当該助成金等の金額を控除した額を助成対象経費とする。

（助成金額）

第7条 助成事業者に対する助成金額は、当該助成対象経費に5パーセントを乗じた額（千円未満切捨て。）とし、一助成事業者あたり500,000,000円を限度とする。

（交付申請）

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、大阪市市内拠点投資促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、大阪市市内拠点投資促進事業助成金募集要項に定める募集期間内かつ助成事業の契約日又は発注日のうち最も早い日の前日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大阪市市内拠点投資促進事業助成金事業計画書（様式第1-2号）
- (2) 共同申請書兼委任状（様式第1-3号）
- (3) 法人概要書（様式第1-4号）
- (4) パンフレット等資料
- (5) 法人定款・寄附行為の写し
- (6) 法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- (7) 前3期分の法人税申告書（税務署の受付印のあるもの）及び決算書の写し
- (8) 直近の試算表（決算後6ヶ月以上経過している場合）
- (9) 大阪市の市税の納税証明書
- (10) 誓約書（様式第1-5号）
- (11) 建設用地の使用権限を確認できる書類（不動産登記簿謄本等）

- (12) 工事工程表（様式第 1 - 6 号）
- (13) 工事関係書類（設計図面、配置図、付近地図等）
- (14) 助成対象面積算出表（様式第 1 - 7 号）
- (15) 事業費内訳・資金調達見込表（様式第 1 - 8 号）
- (16) 助成対象経費の根拠書類（見積書、契約書、鑑定評価書、発注予定の設備の仕様が分かる資料等）
- (17) 整備箇所が分かる工事前の現場写真の写し
- (18) 国又は地方公共団体における助成金等の利用が見込まれる場合は、これを確認できるもの
- (19) その他市長が必要とする書類

（交付決定）

第 9 条 市長は助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び大阪市市内拠点投資促進事業助成金有識者会議からの意見聴取、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、助成事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、助成金の交付の決定をしたときは、大阪市市内拠点投資促進事業助成金交付決定通知書（様式第 2 号）により助成金の交付の申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、助成金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、大阪市市内拠点投資促進事業助成金不交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、募集期間満了日の翌日から起算して 60 日以内に当該申請に係る助成金の交付の決定又は助成金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請者が本市の指示により当該申請に係る書類の補正に要した日数は除くものとする。

（申請の取下げ）

第 10 条 申請者は、前条第 1 項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第 7 条第 1 項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市市内拠点投資促進事業助成金交付申請取下書（様式第 4 号）により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、前条第 1 項の規定による通知書を受領した日の翌日から起算して 10 日とする。

（交付の時期等）

第 11 条 市長は、助成事業の完了後、第 18 条の規定による助成金の額の確定を経た後

に、助成事業者から請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る助成金を交付するものとする。

- 2 助成金の交付は、一助成事業者一会計年度あたり、助成金交付額に 2 分の 1 を乗じた額（100 万円未満の額を切り上げた額）を限度として分割して行うものとする。
- 3 前 2 項の規定により助成金の交付を受けようとする助成事業者は、第 18 条の規定による通知において定められた交付年度ごとの助成金交付額を請求することができる。
- 4 前項に規定する助成金の交付請求時における提出書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 請求書
 - (2) 大阪市市内拠点投資促進事業助成金額確定通知書（様式第 15 号）の写し

（助成事業の変更等）

第 12 条 助成事業者は、事業計画の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、大阪市市内拠点投資促進事業助成金変更承認申請書（様式第 5 号）を、市長に提出し承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 交付申請時の提出書類のうち事業計画変更に係るもの
 - (2) 事業計画の変更内容説明書類
 - (3) その他市長が必要とする書類
- 3 第 1 項の承認を受ける前に助成事業者が支出した経費は助成対象外とする。ただし、第 9 条第 1 項ですでに決定した内容を継続して行う場合は、この限りでない。
- 4 第 1 項の軽微な変更は、次に掲げるものとする。ただし、助成事業の目的に変更の無い場合に限る。
 - (1) 助成金額の変更を伴わない償却資産及びその従物から工事費へ流用する経費の配分の変更
 - (2) 助成金額の変更を伴わない事業計画の変更。ただし、次に定める変更に係る場合は第 1 項により市長の承認を受けなければならない。
 - ア 工事の施工内容の変更
 - イ 構造及び工法の変更
 - ウ 承認された事業計画に記載のない種類の償却資産の取得
 - エ 拠点における事業内容の変更
- 5 当該変更申請の基礎となる助成対象経費は、交付申請で提出した事業計画の助成対象経費を超えることはできない。
- 6 市長は第 1 項の規定による申請があつたときは、申請内容を審査し、事業計画の変更を認める、又は認めないことを決定し、大阪市市内拠点投資促進事業助成金変更承認・不承認通知書（様式第 6 号）により助成事業者に通知するものとする。

- 7 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大阪市市内拠点投資促進事業助成金遅延等報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 8 助成事業者は、助成事業を承継させるときは、速やかに大阪市市内拠点投資促進事業助成金事業承継承認申請書（様式第8号）を市長に提出し承認を受けなければならない。なお、当該助成事業を承継する者は、第3条に規定する要件を満たす法人とし、もとの助成事業者に帰属する助成金に関する一切の権利義務を承継するものとする。
- 9 前項の申請書には、第8条第2項の提出書類のうち、当該助成事業を承継する者が、第3条に規定する要件を満たす法人であることを証する書類を添付しなければならない。
- 10 市長は第8項の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、助成事業の承継を認める、又は認めないことを決定し、大阪市市内拠点投資促進事業助成金事業承継承認・不承認通知書（様式第9号）により助成事業者に通知するものとする。
- 11 助成事業者は、助成事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市市内拠点投資促進事業助成金中止・廃止承認申請書（様式第10号）を市長に提出し承認を受けなければならない。
- 12 市長は前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、助成事業の中止（廃止）を認める、又は認めないことを決定し、大阪市市内拠点投資促進事業助成金事業中止（廃止）承認・不承認通知書（様式第11号）により助成事業者に通知するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

- 第13条 市長は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は大阪市市内拠点投資促進事業助成金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第12号）により助成事業者に通知するものとする。
 - 3 市長は、助成金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、助成金を交付することができる。
 - (1) 助成事業に係る機械設備及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 助成事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
 - 4 第8条から前条までの規定は、前項の規定による助成金の交付について準用する。

(助成事業等の適正な遂行)

第 14 条 助成事業者は、助成金を他の用途に使用してはならない。

(立入検査等)

第 15 条 市長は、助成金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、助成事業者に対して報告を求め、又は助成事業者の承諾を得た上で職員に当該助成事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(事業の開始)

第 16 条 助成事業者は、助成事業が完了し、新設又は増設した拠点において事業を開始したときは、大阪市内拠点投資促進事業助成金事業開始届（様式第 13 号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第 17 条 助成事業者は、助成事業が完了し、新設又は増設した拠点において事業を開始したときは、大阪市内拠点投資促進事業助成金実績報告書（様式第 14 号）に規則第 14 条各号に掲げる事項を記載し、事業開始日の属する本市会計年度末までに市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人設立・事務所等開設申告書（大阪市の受付印のあるもの等）の写し
- (2) 検査済証の写し
- (3) 拠点の不動産登記簿謄本
- (4) 許認可関係書類（許認可を必要とする事業の場合）
- (5) 助成対象経費及びその支払いを確認できる書類（契約書、請求書、領収書等）
- (6) 整備箇所が分かる工事中、工事後の現場写真の写し
- (7) 助成対象である償却資産の設置状況を確認できる写真などの書類
- (8) 拠点内レイアウト図
- (9) その他市長が必要とする書類

(助成金の額の確定等)

第 18 条 市長は前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、大阪市内拠点投資促進事業助成金額確定通知書（様式第 15 号）により助成事業者に通

知するものとする。

(事業の廃止等)

第 19 条 助成事業者は、新設又は増設した拠点において、最終回の助成金交付日の翌日から起算して 5 年以上事業を継続しなければならない。

2 助成事業者は、前項に規定する年限に至らずに事業を廃止又は承継しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の届出時における提出書類は、次に掲げるものとする。

(1) 大阪市内拠点投資促進事業助成金事業廃止・承継届 (様式第 16 号)

(2) 事業廃止・承継の理由を説明する書類

(決定の取消し)

第 20 条 規則第 17 条第 3 項の規定による通知においては、市長は大阪市内拠点投資促進事業助成金交付決定取消通知書 (様式第 17 号) により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第 21 条 助成事業者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 18 条の規定による通知を受けた日の属する本市会計年度から起算して 7 年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 22 条 助成事業者は、助成事業により取得した財産 (以下「取得財産」という。) について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

2 規則第 21 条ただし書きに規定する市長が定める期間を経過する以前に取得財産を処分しようとするときは、大阪市内拠点投資促進事業助成金取得財産処分承認申請書 (様式第 18 号) を市長に提出し承認を受けなければならない。

3 市長は前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、取得財産の処分を認める、又は認めないことを決定し、大阪市内拠点投資促進事業助成金財産処分承認・不承認通知書 (様式第 19 号) により助成事業者に通知するものとする。

4 規則第 21 条ただし書き並びに同条 2 号の規定により市長が定める財産の種類及び期間は、次のとおりとする。

| 財産の種類 | 期間 |
|---------------------------|---|
| 取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産 | 減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定める期間 |

5 第 2 項の規定により市長の承認を受け、取得財産の処分を行うことにより収入があ

ったときは、市長はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

(実施結果の経過報告)

第 23 条 助成事業者は、第 18 条の規定による通知を受けた日の属する本市会計年度から起算して 7 年間、助成事業に係る過去 1 年間の事業状況について、毎会計年度終了後 15 日以内に大阪市市内拠点投資促進事業助成金経過報告書（様式 20 号）を市長に提出しなければならない。

(大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例等による税の軽減措置との調整)

第 24 条 大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例（平成 24 年大阪市条例第 105 号）第 3 条第 1 項の事業計画の認定を受けた事業者は、認定を受けた計画に係る事業の全部又は一部について、重ねて助成金の交付申請を行い、又は交付を受けることができないものとする。

- 2 申請者は、交付申請を行った事業の全部又は一部について、重ねて前項の事業計画の認定の申請を行い、又は認定を受けることができないものとする。
- 3 前項の規定に違反したときは、助成金の交付の決定の時にさかのぼって、第 9 条の交付決定を取り消すものとする。

(その他必要な事項)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 5 日から施行する。

別表

| 産業分野 | 主な事業 |
|-------------------------|--|
| ライフサイエンス | 高度な医薬品・医療機器、高度再生医療、医療・介護ロボット、治験・臨床研究、医療情報システム、健康維持・増進に関すること など |
| カーボンニュートラル | 電気自動車、太陽光・風力・水素等の新エネルギー、先進的な蓄電池・省エネ機器に関すること など |
| イノベーションの創出に資する先端的な基盤技術※ | AI 技術、量子技術、さまざまな先端産業に活用される産業用電子機器に関すること など |

※革新的な製品等に関する研究開発・製造や、従来の性能を飛躍的に向上させる製品等に関する研究開発・製造などに係る技術をいう。